

第5章 有効な外部支援の活用方法

5.1 外部の知恵を活用する方法

(1) 外部の知恵を活用する方法の分類の試み

人口減少社会による技術者不足や財源不足のなか、地域が主体的にかつ課題に即した形で社会資本整備を進める上で、「外部の知恵を活用する方法」は有効であり、かつ将来的な需要も大きいと考えられる。しかしながら、第1章から第3章で見てきた中で、「外部の知恵を活用する方法」に関する認知度や情報は必ずしも十分ではない。

これを受け、本小委では、「外部の知恵を活用する方法」について興味・関心をもつ技術者の理解を支援するため、既に実行されている外部の知恵の活用に関する取組事例等を参考に、「誰（外部主体）の力を活用する手法か」に着目した「外部の知恵（外部支援）を活用する方法」の分類を行った（表5-1）。

表5-1 外部支援の活用手法の分類

外部主体	外部支援の活用手法		特徴等
庁内 他部署	i	庁内の組織横断的なチーム	ここでは、部署の枠組にとらわれず、庁内各部署から適切な人材を集めて課題への対応を図る方法をいう。
公的 機関	ii	公的技術機関の活用	ここでは、上位の行政機関（市区町村であれば都道府県及び国）、それらの外郭団体、都道府県建設技術センター等を想定する。
	iii	広域連合	ここでは、地方自治法に基づく「広域連合」（法284条）や「連携協約」（法252条の2）等、複数の自治体が広域で事業を行うことが可能なしくみの総称。
民間 企業	iv	専門家派遣（地域コーディネーター、地域アドバイザー等） *1	行政が、専門的知識をもつ民間企業や個人を登録し、必要な時に派遣講師等のかたちで活用できるしくみ。
	v	技術顧問制度	行政が、民間企業等との技術顧問契約等を結び、民間企業の技術者が行政職員に対する技術的な助言・指導を行うしくみ。
	vi	プロポーザル・総合評価での委託	技術的に高度な専門性を要求される業務において、社会資本整備における品質確保の観点から、価格のみならず技術提案も含めた比較評価により発注先を決定する方式。
	vii	指定管理者制度*2	地方自治法244条の2に基づき、「公の施設」の管理運営を民間事業者等が代行することで、サービス向上と経費削減を図るしくみ。なお「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」（法244条）である。
	viii	包括的民間委託	ここでは、民間企業の創意工夫を促すための、複数年度契約・性能発注方式による委託を想定。なお、性能発注方式とは、発注者が求めるサービス水準（性能）を決め、達成手段は民間企業裁量に任せる契約方式。
	ix	PFI事業	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づき実施。事業の企画を行政が行

外部主体	外部支援の活用手法		特徴等
			い, 民間を公募する.
	x	PPP 事業	Public Private Partnership の略. 公共サービスの提供への民間の参画を幅広く捉えた概念であり, PFI も PPP の代表的な手法の1つ. PFIとの違いとして, 事業の企画段階からの民間参加も想定する.
	xi	ESCO 事業	省エネに係るサービス(省エネ診断, 設計・施工等)を顧客に提供し, サービスにかかる経費をエネルギーコストの削減分で賄う事業.
	xii	地方議会支援制度 ^{*3}	ここでは, 米国における議員スタッフ制度等, 政策に通じたスタッフが政治家を支援するしくみを想定する. 米国の議員スタッフは, 法案起案, 政策提言, 議員に代わって委員会出席と報告等を行う.
個人 (学識, 専門家, 企業等)	xiii	専門家個別ヒアリング	専門的知見をもつ有識者に対するヒアリング. (ここでは, 業務の一部としてのヒアリングではなく単発でのヒアリング実施を想定.)
	—	【再掲】専門家派遣 (地域コーディネーター, 地域アドバイザー等)	—
	xiv	学識者等を含む委員会	ここでは特定の課題について議論するために設置された会議体を総称する.
地域 団体・ 住民	xv	地域団体・住民組織等との協働	ここでは, 行政が地域団体(NPO, 自治会等)へ事業を委託する方式や, ボランティア等を募集し事業を行う方式を総称する.
	xvi	協働型事業提案制度	ここでは, 地域団体(NPO 等)等に対し, 地域課題の解決に資する事業等を公募し, 活動資金等を助成する方式をいう. 行政が事業を公募するケースのみならず, 企業が CSR の一環等で支援を行うケースもある.
	—	【再掲】指定管理者制度	—

*1:「専門家派遣(地域コーディネーター, 地域アドバイザー等)」は, 「民間企業」と「個人(学識, 専門家, 企業等)」の両方に係る手法だが, 表中では前者で整理.

*2:「指定管理者制度」は, 「民間企業」と「地域団体・住民」の両方に係る手法だが, 表中では前者で整理.

*3:「米国の連邦議員スタッフ及び連邦議会委員会スタッフ制度」(財団法人世界平和研究所, 2004)

※なお, 上表による分類は, 法的な根拠に基づくものではなく, 一般的に想定される外部の知恵の活用手法を外部支援の担い手の種別で試行したものである. このため, 活用手法どうしの概念の重複, 或いは具体的に実施される取組が複数の手法の特徴を兼ね備えることもある.

(2) 外部の知恵を活用する方法の特徴の整理 (表 5-2)

分類・整理した外部支援の活用手法を実際を選択する際には、事業の段階や場面、事業による効果などの指標が重要な判断材料となると考えられる。そこで、外部支援の活用手法ごとに、「有効な活用場面」や「外部支援活用による効果」等の観点で特徴を整理した (表 5-2)。

<「表 5-2 自治体の外部支援方法の比較整理」の見方>

「有効な活用場面」欄	→外部支援の活用手法それぞれについて、その有効性が他の場面よりも高いと考えられる場面の欄に「●」を付記した。
「外部支援活用による効果」欄	→下記の6つの視点から、効果が比較的高いと考えられる手法に「●」を付記した。 ①専門性や総合性等の高度な能力の投入 ②財源負担の軽減 ③住民要望や個別的課題への迅速対応 ④行政マネジメントの拡充 (発注者負担の軽減) ⑤人事交流の促進 ⑥リスク負担の軽減 (成果への行政の責任)

(3) 地域におけるコンサルティング・サービスの「外部活用への評価と期待」(表 5-3)

以上の各手法についての手法の特徴の整理を元に、これらの手法の現状について、本小委に参加した各委員の経験や知見、小委での議論等を通して、期待できる効果、手法適用の際の留意点といった観点で評価し、さらに、今後を見据えた時の各手法に対する期待や展望を評価コメントとして記載した (表 5-3)。

記載内容は、あくまでの各小委の知見に基づくものであるが、前述の表 5-2 に整理した手法の特徴を理解する上での参考とされたい。

表 5-2 自治体の外部の力の活用方法比較

外部支援主体	外部支援の活用手法		活用が想定される事業の分野・種類 (「-」は広範囲に適用できるもの)	民間資金の利用	有効な活用場面						外部支援活用による効果				
					① 政策立案、企画	② 調査、施設設計、計画策定	③ 工事施工	④ 運営・管理・評価	⑤ 庁内人材教育、事業への助言	⑥ 地域課題解決、住民協働	① 専門性や総合性等の高度な能力の投入	② 財源負担の軽減	③ 住民要望や個別的課題への迅速対応	④ 行政マネジメントの拡充(発注者支援)	⑤ 自治体のリスク負担の軽減
庁内他部署	①	庁内の組織横断的なチーム	-		●	●							●		
公的機関	②	公的技術機関の活用	-						●		●			●	
	③	広域連合	-			●	●	●			●	●			
民間企業	④	専門家派遣(地域コーディネーター、地域アドバイザー等)	まちづくり事業等*1		●	●			●(n)	●(f)(g)(n)	●		●		
	⑤	技術顧問制度	-		●			●(b)	●(b)		●		●		
	⑥	プロポーザル・総合評価での委託	-			●	●	●			●	●			
	⑦	指定管理者制度	公共施設(保育所、公園等)	○*2				●(d)			●	●		●	●
	⑧	包括的民間委託	道路、水道運営等					●(a)			●	●		●	●
	⑨	PFI 事業	公共施設等(PFI法で規定)	○			●(c)	●(c)			●	●		●*3	●
	⑩	PPP 事業	公共施設等	○	●(l)	●(l)	●	●(h)(l)			●	●		●	●
	⑪	ESCO 事業	省エネ効果が期待される事業	○*4				●(e)				●*5		●	
	個人 (学識、専門家、企業等)	⑫	専門家個別ヒアリング	-		●	●			●(n)		●		●	
-		【再掲】専門家派遣(地域コーディネーター、地域アドバイザー等)	(④参照)												
⑬		学識者等を含む委員会	-		●(i)(k)(m)	●(i)(k)(m)		●(o)	●(j)		●		●		
地域団体 住民組織等	⑭	地域団体・住民組織との協働(NPOへの委託を含む)	-					●		●			●		
	⑮	協働型事業提案制度	地域の課題解決に資する事業							●			●		
	-	【再掲】指定管理者制度	(⑦参照)												

【注】 *1: 例えば、「まちづくりコンサルタント派遣制度」(港区)ではまちづくり組織の設立を必須とし、そこへ派遣。

*2: 例えば公園事業において指定管理者の自主財源を使った事業(例:集客イベント)を認めるケースがある。

*3: 「地方自治・新時代にふさわしい行政運営のあり方について」(H17、千葉県自治研修センター)によれば、事務や契約の手続きが複雑で、法律・財政面での知識が従来の公共事業と比較にならないほど必要となるケースはある。

*4: 省エネ改修工事費を、顧客が資金調達を行うギランティード・セイビングス契約と、ESCO事業者が調達するシェアード・セイビングス契約があり、公共施設の後者の例としては、埼玉県地方庁舎、沖縄県庁舎などの事例がある。

*5: 同じサービス水準でエネルギーコストを削減することが基本的な考え方であるため、事業コストではなくエネルギーコストの減少が期待される。

【事例】 (a)包括的道路修繕維持管理(大宮国道事務所)、(b)技術顧問業務(沼津市)、(c)佐原広域交流拠点 PFI 事業(香取市)、(d)指定管理者制度による都市公園の管理(八王子市)、(e)寺山ダム(栃木県)

(f)まちづくりコンサルタント派遣事業(港区)、(g)街づくり専門家派遣(世田谷区)、(h)官民連携による太陽光発電施設設置事業(南アルプス市)、(i)八幡湿原自然再生協議会(広島県芸北地域)、(j)地域経済研究推進協議会(中四国地域)

(k)広島未来市民会議(広島市)、(l)交通渋滞対策(ストックホルム市)、(m)香川地域継続検討協議会(香川地域)、(n)NPO 法人「みやざき技術士の会」資格取得セミナー(宮崎県)、(o)行政計画の各種審議会等

表 5-3 (a) 地域におけるコンサルティング・サービスの「外部活用への評価と期待」

外部支援主体	活用手法		現状に対する評価			将来性への期待	
			期待できる効果	留意点や課題	事例	期待	
庁内 他部署	①	庁内の組織横断的なチーム	<ul style="list-style-type: none"> 横断的総合的な検討が可能であり、迅速で一体的な取り組みが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主体としての組織内連携等の調整的な役割が大きい。 技術的な検討の際は、外部専門家の参加についても検討が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> 技術的検討においては専門家の参加が必要となるため、外部専門家の連携を制度として用意しておくことで、外部専門家などともより柔軟で有機的な連携が期待できる。 	△
公的 機関	②	公的技術機関の活用（上位の行政機関や技術機関）	<ul style="list-style-type: none"> 上位の行政機関や外郭団体等から技術的なアドバイスが期待でき、事業進捗に効果がある。 技術的アドバイス程度であれば経費は発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 上位の行政機関からの意向が示されることがあるため、当該自治体の独自性確保に留意する必要がある。 助言、アドバイスに止まる場合が多く、地域課題の分析や評価に基づいた技術検討を必要とする場合には、費用が発生する。 		<ul style="list-style-type: none"> 上位行政機関の助言、アドバイスも踏まえ、具体案件の分析や評価に基づく検討が必要な場合には、外部専門家の活用が期待できる。 外部専門家が上位行政機関やその外郭団体との連携を促進させていくことで、より上流側の課題に対して、関わりを持つことも期待できる。 	△
	③	広域連携（周辺地域の自治体連携）	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の土木技術者が少人数もしくは不在であっても拠点都市等との連携によって、土木行政の充実が期待できる。 複数の自治体と連携して委託するため、単独よりも財源の負担が軽減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携で対応すべき事項に制約されることなく、地域の抱える課題に柔軟かつ的確に対応させる必要がある。 土木技術者の絶対数は不足しており、自治体間の専門技術者の異動や上位行政機関との連携など柔軟な対応を検討する必要もある。 		<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法において、「新たな広域連携制度」が創設され、連携協定を結ぶことでより柔軟な広域連携が運用できるなど、広域連携の運用は拡大していくと期待できる。 新たな国土交通省の「国土のグランドデザイン（2050）」でも「高次地方都市連合（自治体連携による分野別役割分担）」の推進が上げられており、今後は自治体の広域的な連携はより一層促進されていくものと期待でき、広域連携と外部専門家の関わりも重要となる。 	◎
民間 企業 (1)	④	専門家派遣（地域コーディネーター、地域アドバイザー等）	<ul style="list-style-type: none"> 比較的少額な予算で、地域課題の対応検討等について専門家の活用が期待できる。 市民発意の課題検討に活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算が少額の場合、一般的アドバイスや定性的な課題の対応策の提案に止まる場合が多い。 専門技術を要する分析や評価などのコンサルティングに進展することは難しい。 	【事例 f】 【事例 g】	<ul style="list-style-type: none"> 市民発意の課題検討に活用される傾向があり、市民活動の活性化によるコンサルティング・サービス拡大が期待できる。 市町村合併の受け、区単位あるいは旧町村への権限委譲も進められており、市民が地区課題を自主的に対応する機会が増えることで、ローカルなコンサルティング・サービスが要求されると考えられる。 	◎
	⑤	技術顧問制度	<ul style="list-style-type: none"> 顧問弁護士と同様な年間顧問契約により、包括的で迅速に建設技術の専門的対応が受けられる。 進捗管理の頻度や事業対象も適宜調整可能で柔軟性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の技術顧問制度の仕組みが普及していない状況にある。 適用事業や顧問の選定方法など制度の活用促進についての検討が必要である。 	【事例 b】	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の土木技術者の負担軽減が可能で、柔軟で迅速に様々な課題に対応できる。土木技術者の減少に伴い、自治体のニーズは高まるものと考えられる。 	○
	⑥	プロポーザル・総合評価での委託	<ul style="list-style-type: none"> 技術力の比較が可能で、高度な専門性の反映が可能となる。 既に一般的な手法となっており、事例も多く取り組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託の規模に応じた予算措置が必要である。 提案内容の比較評価を公平かつ適正に行うとともに、評価選定作業の効率化を図る必要がある。 技術提案側の過度な労力や金銭的負担の軽減に配慮する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 未経験な担当者も多く、取り組み開始時には発注手続きや評価等についての支援体制が必要となる。 取組み事例が多くなり、情報が共有化されることによって、外部審査の仕組み（産学官野からなる第三者機関による公正な審査）など、選定の適性化・効率化が進むと考えられる。 	◎
	⑦	指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウを活用することでサービス向上と管理コスト低減の両立が期待できる。 発注作業、ノウハウ取得などトータルの行政コストを軽減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質向上とコスト軽減の両立する業者を選定する必要があり、特にサービス低下に留意する必要がある。 短期間で管理業者が交代になる場合には、ノウハウの蓄積や継承に留意が必要である。 	【事例 d】	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理分野の拡大とともに、今後も継続・拡大が見込める分野である。 ファイナンスを含めた効率的な管理手法、管理評価方法、管理項目優先性評価等の様々なマネジメント手法について、新たな手法を積極的に展開されることが期待される。 	◎
	⑧	包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> 複数業務化の要素を含んで、複数年で性能基準を満足することを求められるため、効率的に運用管理可能で、民間ノウハウを活かしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果を最大化するためには、複数年発注や性能基準による管理が必要である。ただし、リスク分担の明確化や性能基準の共有化など調整事項が多いことに留意する必要がある。 小規模事業は複数パッケージ化する等の工夫が必要となる。 	【事例 a】 【事例 l】	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管理等で実施されているが、まだ限定的な取り組みであり、多様な施設での取り組みを実施し、広報活動を実施することにより、広範囲な施設への展開も期待される。 成果報酬型の契約を行っていくことによって、より一層の拡大が期待できる。 	◎

【参照事例】 (a)包括的道路修繕維持管理（大宮国道事務所）、(b)技術顧問業務（沼津市）、(c)佐原広域交流拠点 PFI 事業（香取市）、(d)指定管理者制度による都市公園の管理（八王子市）、(e)寺山ダム（栃木県）、(f)港区まちづくりコンサルタント派遣事業、(g)世田谷区の街づくり専門家派遣 (h)官民連携による太陽光発電施設設置事業（南アルプス市）、(i)八幡湿原自然再生協議会（広島県芸北地域）、(j)地域経済研究推進協議会（中四国地域）、(k)広島未来市民会議（広島市）、(l)交通渋滞対策（ストックホルム市）、(m)香川地域継続検討協議会（香川地域）、(n)NPO 法人「みやざき技術士の会」資格取得セミナー（宮崎県）、(o) 行政計画の各種審議会等

表 5-3 (b) 地域におけるコンサルティング・サービスの「外部活用への評価と期待」

外部支援主体	活用手法	現状に対する評価			将来性への期待	
		期待できる効果	留意点や課題	事例	期待	期待
民間企業 (2)	⑨ PFI 事業	・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、サービスの向上やコスト低減が可能になる。	・小規模な事業では、大規模事業のような効果を発現させることが難しい。 ・発注者の契約等の手続きが煩雑であり、その負担軽減が課題である。	【事例 c】	・近年は事例も多く、施設整備等の事業では今後も展開が見込め、今後、庁舎・公営宿舎・病院・大学・刑務所等のそれぞれの特定分野に対する専門的なノウハウの蓄積が必要になる。 ・今後はソフト施策も含めて、多様な事業に PFI の活用が期待できる。	◎
	⑩ PPP 事業	・PFI より民間の事業提案範囲が広く、同様にサービス向上とコスト低減が期待できる。	・小規模な事業では、大規模事業のような効果を発現させることが難しい。 ・発注者の契約等の手続きが煩雑であり、その負担軽減が課題である。	【事例 h】	・行政側が企画・計画をつくることの多い PFI に比べ、PPP では民間事業者が企画・計画段階から参加しやすいというメリットがある。 ・公的事業に向けて、民間がより主体的に参加できるため、コンサルティング・サービスの機会拡大が期待できる。	◎
公的機関	⑪ ESCO 事業	・対象施設等のエネルギーコスト低減が可能であり、ESCO 事業者の資金調達で事業を進めることも可能である。	・発注者の契約等の手続きが煩雑であり、その負担軽減が課題である。 ・事業コストの削減だけでは事業領域が限定的であり、民間事業者の参加を促すための収益性の向上について配慮することが重要である。	【事例 e】	・太陽光・風力・小水力・地熱・木質系バイオマス等の再生可能エネルギーの導入が増加している。 ・再エネ開発は今後も需要拡大が見込め、包括的なコンサルティング・サービスを通じて、省エネルギーコスト削減効果の一部を報酬として受け取ることも期待できる。 ・事業サービス提供者には、測量や設計よりも、エネルギー分野の経済戦略の立案能力が必要となる。	◎
個人 (学識、 専門家、 企業等)	⑫ 専門家個別ヒアリング	・複数の専門家の意見を把握することができ、高度な専門性の反映が期待される。 ・多数の事例があり、無償のヒアリングも少なくなく、予算措置が少額である場合が多い。	・事務作業主体は発注者であり負担減は見込めない。 ・専門家の得意分野を把握し、助言を得たい分野の専門家を抽出する作業が必要となる。(選定は委託業務に含まれる場合も多い。)		・一定の需要があるものと考えられるが、今後も一般の委託業務の一部や委員会や協議会の場の活用などが多いと考えられる。 ・無償あるいはそれに近い報酬でのヒアリングも多く、弁護士のように無償/有償の線引きの検討など、報酬のあり方については課題が残る。	○
	— 【再掲】専門家派遣(地域コーディネーター、地域アドバイザー等)	(※既述参照)				
	⑬ 学識者等を含む委員会	・導入事例は非常に多く、活用しやすい。 ・高度な専門性の反映が可能であり、人選次第で多様な観点からの評価も可能である。 ・進捗管理の頻度は概ね、最大でも年数回程度。	・事務局運当作業の負担が発生する。 ・専門家の得意分野を把握し、助言を得たい分野の専門家を抽出する作業が必要となる(選定は委託業務に含まれる場合も多い)。	【事例 i】 【事例 m】 【事例 o】	・「個別専門家ヒアリング」と同様に報酬が安価であり、今後の多く活用されると考えられる。 ・委員報酬制度の改定と併せて、委員会の成果や発言に一定の有限責任を課すことも考えられる。 ・今後は、コンサルティング・サービス事業者も加わるのが重要である。	◎
地域団体・住民	⑭ 地域団体(NPO等)への委託	・少額予算で実施可能である。 ・対象とする事業や課題の範囲が広く、行政関与が適当でない地域課題にも対応できる。 ・自治意識向上も期待できる。	・地域の自主的提案に任せ、専門家の抱合を必須としないため、場合によっては、専門力が反映されない可能性もある。 ・財源が少額な場合、応急的な取り組みのみになる場合がある。事業の継続性や、事業者責任を考慮しておく必要がある。	【事例 j】 【事例 n】 【事例 k】	・今後の住民主体の地域づくりの進展とともに拡大が期待される。 ・必要に応じた「専門家派遣(地域コーディネーター、地域アドバイザー等)」との併用しながら、コンサルティング・サービス事業者の関与も期待できる。	◎
	⑮ 協働型事業提案制度	・専門家と連携することによって、有効な提案や事業が期待できる。 ・小規模予算案件から可能である。	・個人に依存することがあり、管理責任、安全管理、組織の継続性等のリスク管理が重要となる。		・地域やコミュニティの醸成により、様々な地域課題に対応して、増加することも期待できる。 ・コンサルティング・サービスとの連携や住み分けによる地域サービスを目指すことが方向性として重要である。 ・規模を拡大するためには、報酬体系検討する必要がある。	◎
	— 【再掲】指定管理者制度					

【参照事例】 (a)包括的道路修繕維持管理(大宮国道事務所)、(b)技術顧問業務(沼津市)、(c)佐原広域交流拠点 PFI 事業(香取市)、(d)指定管理者制度による都市公園の管理(八王子市)、(e)寺山ダム(栃木県)、(f)港区まちづくりコンサルタント派遣事業、(g)世田谷区の街づくり専門家派遣 (h)官民連携による太陽光発電施設設置事業(南アルプス市)、(i)八幡湿原自然再生協議会(広島県芸北地域)、(j)地域経済研究推進協議会(中四国地域)、(k)広島未来市民会議(広島市)、(l)交通渋滞対策(ストックホルム市)、(m)香川地域継続検討協議会(香川地域)、(n)NPO 法人「みやざき技術士の会」資格取得セミナー(宮崎県)、(o)行政計画の各種審議会等

5.2 外部支援の活用方法の事例

本小委では、現在既の実施されている「外部支援の活用方法」の事例を、事業の種類や地域的な偏りに配慮しつつ、収集・整理した。

これらの事例は、全国で実施されている取組全体数からすると一部に過ぎないものの、本報告書の読者（自治体関係者等）が外部の力の活用を検討・実施する上での参考情報となることを期待する。

表 5-4 外部支援の活用事例一覧

記号	事例名称	対象事業等
a	包括的道路修繕維持管理（大宮国道事務所）	道路事業
b	技術顧問業務（沼津市）	建設事業全般
c	佐原広域交流拠点 PFI 事業（香取市）	河川事業
d	指定管理者制度による都市公園の管理（八王子市）	都市公園等
e	ダム ESCO 事業（栃木県）	ダム事業
f	まちづくりコンサルタント派遣事業（港区）	住民によるまちづくり活動
g	世田谷区の街づくり専門家派遣（世田谷区）	〃
h	官民連携による太陽光発電施設設置事業（南アルプス市）	公共施設
i	八幡湿原自然再生協議会（広島県芸北地域）	自然再生事業
j	地域経済研究推進協議会（中四国地域）	地域経済に関する研究推進活動
k	広島未来市民会議（広島市）	行政計画の策定
l	交通渋滞対策（ストックホルム市）	交通政策
m	香川地域継続検討協議会（香川地域）	DCP（地域継続計画）の策定
n	NPO 法人「みやざき技術士の会」資格取得セミナー（宮崎県）	技術講習会

事例名称	(a)包括的道路修繕維持管理（大宮国道事務所）
対象事業等	道路事業（一般国道17号（上尾市～北本市））
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト（その他（複数年契約・包括契約））
整備の段階	調査 計画 設計 施行管理（維持管理） 運営

(1) 事業概要

① 目的

道路管理サービス水準の維持と効率的維持管理を目的として、複数年かつ包括契約による性能規定に基づく道路維持管理を実施。

② 事業内容

<事業の概要>

工事名：H22～23大宮維持管理工事

工期：H22年4月1日～H24年3月31日（H22～23国債）

請負者：（株）NIPPO

請負金額：157,500千円（税込み）

工事範囲：大宮出張所管内（国道16号，17号）L=67.2km

うち性能規定：国道17号L=12.8km

(2) 効果

発注者：サービス水準維持と民間ノウハウや創意工夫を引き出す効率的維持管理の実施。

受注者：書類の簡素化等の業務効率化や雇用の確保，作業時期の平準化等の経営の安定。

(3) 責任の範囲

受注業者の責任の範囲は，性能の維持のための道路管理全般。

表 道路管理実施項目

実施項目	項目	実施頻度若しくは管理値	修復までの猶予期間	
巡回 [通常巡回]	平日	1日1回以上	[ポットホール] ・確認後、6時間以内	
	土日	どちらか1日1回以上		
	年末等の休日が連続する場合	2日に1回以上	[落下物等回収] ・確認後、6時間以内 ※交通に支障がない場合は1日以内	
	徒歩による構造物の確認	1年に1回以上		
路面舗装管理 [車道部]	密粒度アスファルト	わだち掘れ量	30mm未満	確認後、7日以内
		ひび割れ率	30%未満	確認後、7日以内
		段差	20mm未満	確認後、1日以内
	ポーラスアスファルト	わだち掘れ量	35mm未満	確認後、7日以内
		ひび割れ率	35%未満	確認後、7日以内
		段差	20mm未満	確認後、1日以内
路面清掃 [車道部]	路面上のゴミや塵埃の清掃	1年6回以上	—	
	台風等の後の点検と清掃	その都度	—	
緑地管理	剪定	中木	1年1回以上	[サービス水準超過の場合] ・確認後、7日以内
		低木	1年1回以上	
	抜根除草	1年1回以上		

出典：国土交通省資料

(4) 備考

事例名称	(b)技術顧問業務（沼津市）
対象事業等	建設事業全般
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 P F I P P P 市場化テスト その他（複数年契約・包括契約）
整備の段階	調査 計画 設計 施行管理 維持管理 運営
(1)事業概要	
<p>①目的</p> <p>本業務は、沼津市における公共事業の効率的かつ効果的な執行に資するため、沼津市からの要請に応じて、建設技術に係る高度な専門知識を有する技術士等を派遣し、指導、助言、支援等を実施するものである。</p> <p>②事業内容</p> <p>技術顧問の業務は、次の事項について、市の要請に応じ指導、助言、支援等を行うとともに、市の要請案件以外でも必要に応じて情報提供、提案等を行うものとする。</p> <p>(1)市の発注する建設工事に関すること（計画立案から完成検査までの全般を対象とする。）。</p> <p>(2)建設工事に係る専門技術に関すること。</p> <p>(3)建設工事に係る入札及び契約に関すること。</p> <p>(4)受注業者の選定に当たっての審査、調査又は評価に関すること。</p> <p>(5)公共事業に係る新たな事業手法の導入に関すること。</p> <p>(6)技術者研修等への講師の派遣に関すること。</p> <p>(7)建設工事に係る各種管理システムに関すること。</p> <p>(8)その他技術顧問からの技術支援又は技術提案を受けることにより、公共事業の効率的、効果的な執行に対する効果が期待できる事項。</p>	
(2) 効果	
<p>通常業務とは異なる業務規模・内容などの案件に対するアドバイスを始めとした技術支援を行うことで、沼津市の建設行政を補完して事業推進の一助となっている。</p>	
(3) 責任の範囲	
<p>受注業者の責任の範囲は、アドバイス等の技術支援をおこなうもので、判断・決定は発注者にあり受注者に責任を問われるものではない。以下にある過去の要請でも責任を問われる内容ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼津市の発注する公共工事の設計図書の照査 ・工事コストの縮減につながる技術提案 ・新技術適用等の妥当性判断 ・新しい入札・契約方式に係わる制度設計支援 ・沼津市職員の業務改善に資する提案 ・市民に対する説明責任に関する支援 ・沼津市の主催する各種研修会への講師派遣等 	
(4) 備考	

事例名称	(c)佐原広域交流拠点 PFI 事業（香取市）
対象事業等	河川事業
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者（PFI） PPP 市場化テスト その他（複数年契約・包括契約）
整備の段階	調査 計画（設計 施工管理 維持管理 運営）
(1) 事業概要	
<p>①目的 河川事業に対して初めて PFI 制度を適用し、利根川右岸の河川敷 16.9ha の敷地に SPC が各種施設を建設し、運営する。</p> <p>②業務の概要 河川区域内に河川区域の要件水準に適合した土木施設を建設し、建設後、所有権を国土交通省および香取市に移し、SPC が委託を受けて各施設を運営する BOT 方式で実施する。以下の施設を建設、運営する。</p> <p>【国土交通省施設】 河川利用情報発信施設、車輛倉庫、河川環境施設（親水・湿地ゾーン、ボートウオーク）</p> <p>【香取市施設】 地域交流施設（道の駅）、水辺交流センター、河川環境施設（係留栈橋） ※高規格堤防、河川防災ステーション、国道 356 号等の基盤施設は行政が建設、維持管理を行う。 事業方式：BOT 方式（建設後、所有権移転）/サービス購入型 事業期間：17 年（施設整備期間 2 年、施設運営・維持管理期間 15 年） 全体事業費：28.4 億円（国 15.3 億円、香取市 13.1 億円）</p>	
(2) 効果	
発注者による想定利用者数：82 万人/年、開業後 10 カ月の利用者実績：151 万人	
(3) 責任の範囲	
官民のリスク分担 洪水時の営業損失の補償なし。災害時には公共の災害対策のための利用を優先。	
(4) 備考	
施設の運営方法	
①利用料がいない施設：国・市がサービス対価支払い 国と SPC、香取市と SPC の事業契約により毎年 SPC に対価を支払い 三者覚書により、二つの事業契約を相互に担保する事業契約	
②物販施設：SPC が売上 5%を市に支払い	
③飲食施設：SPC が施設使用料を市に支払い	
④利用者から料金を徴収する施設：SPC を指定管理者とした利用料金制度を導入	

（出典：佐原広域交流拠点 PFI 事業について、建設マネジメント技術 2011. 3 月号）
（佐原広域交流拠点 PFI 事業実施方針（変更），H19. 9. 28）
（佐原広域交流拠点 PFI 事業業務要求水準書，H19. 10. 26）

事例名称	(d) 指定管理者制度による都市公園の管理（八王子市）
対象事業等	都市公園等
契約方式等	指定管理者制度
整備の段階	調査 計画 設計 施行管理 (維持管理 運営)

(1) 事業概要

① 目的

公園・緑地の管理運営をより効率化するとともに、安全・衛生面を確保し、子供からお年寄りまで多くの市民が安心して楽しんでもらえる公園とするべく、市内都市公園・緑地の管理について指定管理者制度を導入。（平成 21 年度開始）

② 事業内容（同市指定管理者制度のうち都市公園関連）

- ・対象施設：市内都市公園・緑地（表1）
- ・指定管理期間：3～5年間
- ・結果公表：「指定管理者制度導入施設モニタリング結果」を毎年度公表
- ・指定管理者：NPO法人，民間企業，財団法人のJV（単独応募可能だが現況全てJV）

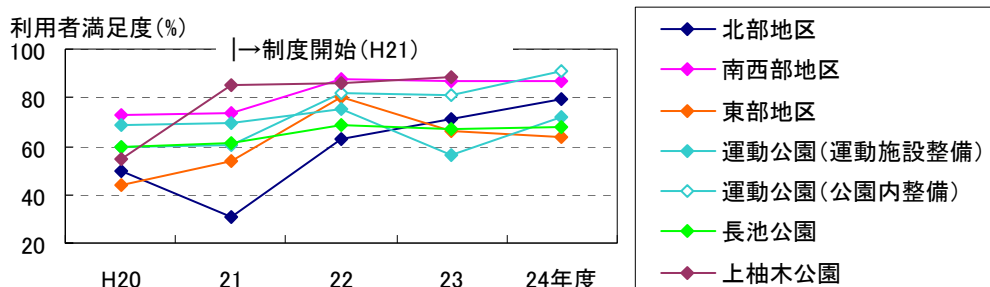
表 1 都市公園指定管理者の分類（平成 26 年度）

レクリエーション・スポーツ施設	上柚木公園，運動公園，戸吹スポーツ公園
基盤施設	北部地区公園群，南西部地区公園群，東部地区公園，東北部地区公園群（地区単位で指定管理者を置く）
文教施設	長池公園，高尾駒木野庭園

資料：指定管理者募集要項（東北部地区公園）

(2) 効果

- ・サービス水準を測る指標の1つである利用者満足度は大半の公園で向上。



資料：「指定管理者制度導入施設モニタリング結果」より作成

図 1 利用者満足度の推移

(3) 責任の範囲

- ・指定管理者は，公園緑地に関するほとんどの業務を担う。
 - 維持管理業務（例：樹木の剪定伐採，草刈，清掃，施設の修繕）
 - 施設利用に関する業務（例：利用申し込み，予約，使用料の収納）
 - その他（例利用促進や地域活動の支援）

(4) 備考

- ・利用料金制（※施設利用料が指定管理者の収入となる制度。利用者増へのインセンティブが働くと言われる）は採用されていない。

資料：八王子市ウェブサイト/ 指定管理者制度 <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/shiteikanrisha/index.html>，都市公園指定管理者 <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/koen/019444.html> / 八王子市指定管理者制度導入施設一覧 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/dbps_data/material/files/000/000/005/407/siteikannri25-1.pdf

事例名称	(e)ダム ESCO 事業 (栃木県)
対象事業等	ダム事業 (寺山ダム)
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト (その他 (複数年契約・包括契約))
整備の段階	調査 計画 設計 施工管理 (維持管理 運営)

(1) 事業概要

① 目的

ダム ESCO 事業は、ダム管理者が民間の持つ資金・経営能力等を活用し、管理用水力発電と既存設備の省エネルギー化を行うことにより、①賦存の水力エネルギーの有効活用、②ダム管理における環境負荷(CO2)の低減、③管理費の削減を図る。本事業は、栃木県がダム管理者の初期投資を必要としない事業スキーム (ゼロ予算事業) として考案した全国初の事業です。

② 事業内容

寺山ダム(栃木県管理)

- ・事業期間：18 年間 (FIT は 20 年)
- ・事業内容： (委託料) 0 円/年

(改修設備) 1)水力発電設備の設置(最大出力 190kw), 2)既設の照明を LED 照明設備に更新, 3)既設の空調機を高効率タイプに更新

(2) 効果

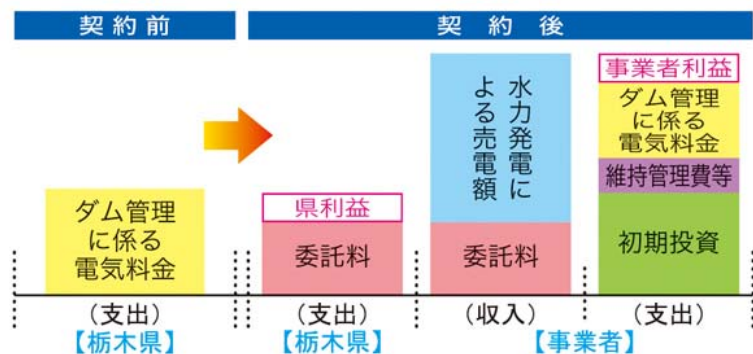
発注者：①県民への安定的な電力の提供 (一般家庭の約 170 世帯分の電力量を提供), ②CO2 排出量(環境負荷)の低減(年間で杉の木約 16, 600 本が吸収する CO2 と同量の排出を削減), ③ダム管理費の削減 (従前の電気料 294 万円/年 (5, 290 万円/18 年間) の支出が不要, 設置から 27 年経過した既存の空調機や照明の更新費や管理費が不要, 事業者との契約終了後は、県に設備の所有権が移転され、水力発電や省エネルギー化による利益を全てダム管理に充てることができる)

受注者：コンサルタントフィー, 事業運営利益

(3) 責任の範囲

- ・発注者は維持放流量の確保, 受注者は事業運営リスクを全て負う。
- ・契約期間終了後は受注者が維持管理サービスを受注するなど。

(4) 備考



事例名称	(f)まちづくりコンサルタント派遣事業（港区）
対象事業等	住民によるまちづくり活動
契約方式等	（アドバイザー） アウトソーシング 民営事業 指定管理者 P F I P P P 市場化テスト その他（複数年契約・包括契約）
整備の段階	（調査 計画） 設計 施行管理 維持管理 運営
(1)事業概要	
<p>①目的（区要綱からの抜粋）</p> <p>区民等が自主的なまちづくりを目指し，その調査研究活動を行う場合に区がまちづくりに関する専門家(まちづくりコンサルタント)を派遣することにより，良質な都市空間及び居住環境の維持及び創造に資することを目的とする．</p> <p>②事業内容（区要綱からの抜粋）</p> <p>区内に住所を有する者を含むグループが，次の各号のいずれかに該当するまちづくり活動を行うときは，まちづくりコンサルタントの派遣を受けることができる．</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)まちづくりに関する講演会，研究会等を開催するとき． 2)まちづくり組織の登録を目的とした活動をするとき． 3)登録を受けたまちづくり組織が地区まちづくりビジョンの登録を目的とした活動をするとき． 4)地区まちづくりビジョンを登録したまちづくり組織が，まちづくりルールの策定を目的とした活動をするとき． <p>なお，まちづくりコンサルタントの派遣に要する費用は，区が負担する．ただし，研究会，講演会等の運営経費については，派遣を受けたグループにおいて負担しなければならない．</p>	
(2) 効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民のグループが建物の共同化やまちの生活環境の改善について話し合いをする場合，区に登録されている専門的な知識をもったコンサルタント（建築士，不動産鑑定士，税理士等）を派遣する制度。（区ホームページからの抜粋） 	
(3) 責任の範囲	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に責任範囲は明確化されていない． 	
(4) 備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント登録にあたっては区書類審査がある． ・コンサルタントとして適当でないと認められた時は，区は登録を取り消すことができる． ・港区以外にも同様な制度は多くあると思われる． 	

事例名称	(g) 世田谷区の街づくり専門家派遣
対象事業等	住民によるまちづくり活動
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 P F I P P P 市場化テスト その他（複数年契約・包括契約）
整備の段階	調査 計画 設計 施行管理 維持管理 運営
(1)事業概要	
<p>①目的</p> <p>街づくりに専門的な知識を持った人を街づくり協議会などへ派遣し、その活動を支援する</p> <p>②事業内容</p> <p><街づくり専門家の専門分野> 都市計画，建築設計，弁護士，不動産鑑定士，中小企業経営診断士，税理士等</p> <p><街づくり専門家派遣の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区街づくり協議会が行う，地区街づくり計画原案作成のための派遣 ・地区住民等または地区街づくり協議会が，地区街づくり計画を実現するための事業を行おうとする場合の派遣 ・区民等が協定等を作成しようとする場合の派遣 ・区民等が共同建替・協調建替をしようとする場合の派遣 ・区民等が土地区画整理事業の準備を行おうとする場合の派遣 	
(2) 効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の街づくりの推進につながっていると思われる。 	
(3) 責任の範囲	
特に責任範囲は，ホームページ上では明確化されていない。	
(4) 備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施は一般財団法人（世田谷トラストまちづくり）が担っている。 ・街づくり専門家の登録の有効期間は，登録を行った日から2年を経過した日から以後最初の3月31日まで。登録を更新する場合は申請によりさらに3年間。 ・世田谷区街づくり条例において，住民参加型の街づくりに関する権利と責任が規定されている。（地区計画等の素案の申出，都市計画の決定等の提案，街づくり協定の登録など） 	

事例名称	(h)官民連携による太陽光発電施設設置事業（南アルプス市）
対象事業等	公共施設（若草支所と甲西児童館）
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト その他（複数年契約・包括契約）
整備の段階	調査 計画 設計 施行管理 維持管理 運営
(1) 事業概要	
<p>①目的 災害時の防災拠点となる市内2箇所の公共施設に、独立電源としても活用できる太陽光発電施設を整備。</p> <p>②事業内容 <事業の概要> 1)対象施設：南アルプス市若草支所，南アルプス市立甲西児童館 2)実施期間：平成24年7月1日から15年間（ただし，民間JVの売電収入が一定額に達した後返還） 3)事業方式：負担付き寄附による官民連携 4)共同企業体：代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ，飛島建設株式会社 株式会社アンフィニ，ジャパン・ソーラー株式会社</p>	
(2) 効果	
<p>□南アルプス市：①再生可能エネルギーの活用，地球温暖化対策 ②防災機能の強化（「安全・安心」の向上） ③民間の資金を活用した効率的な事業推進（市の財政負担は「0」）</p> <p>□民間JV：④事業者としてのインフラビジネスの機会獲得</p>	
(3) 責任の範囲（事業の特徴）	
<p>①公共施設に設計費，建設費等，全ての費用を民間事業者が負担し，太陽光発電施設を設置する。</p> <p>②民間事業者は完成した施設一式を南アルプス市に寄附する。</p> <p>③南アルプス市は「負担付き寄附」として，一定の期間，寄附者に無償で貸与する。</p> <p>④民間事業者は，発電される電力の売電収入により投資額を回収する。</p> <p>⑤民間事業者が投資額を回収した後は，太陽光発電施設を南アルプス市に返還する。</p> <p>⑥貸与期間中，災害時等は非常用電源として南アルプス市や地域が無償で使用できる。</p>	
(4) 備考	
<p><負担付き寄附のしくみ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>南アルプス市</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>民間事業者</p> </div> </div> <p style="margin-left: 20px;"> 寄附 ・発電施設一式 （災害時の非常用電源として使用可能） </p> <p style="margin-left: 20px;"> 負担 ・発電施設の使用許可 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>南アルプス市：全国で1例目</p> <p>●甲西児童館：20kW ●若草支所：40kW</p> <p>・平成24年度に導入済み</p> </div>	

事例名称	(i)八幡湿原自然再生協議会（広島県芸北地域）
対象事業等	自然再生事業
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 P F I P P P 市場化テスト <u>その他（複数年契約・包括契約）</u>
整備の段階	<u>調査 計画 設計 施行管理 維持管理 運営</u>
(1)事業概要	
<p>計画地は西の尾瀬とも呼ばれる多雪・冷涼な気候を有する高原だが、人為的な開発等で自然の魅力が失われたため、湿原をはじめとする本来の自然環境を再生させる事業である。</p> <p>「自然再生推進法」は、政府が平成 15 年 4 月に定め、事業の推進役を国や地方公共団体ではなく、地域の多様な主体が参画する「自然再生協議会」が担うという、今までにない事業の執行体制に特徴がある。現在、同法のもとに全国で 24 カ所の協議会が設置・運営されている。</p> <p>法定協議会は、自然再生に関わる調査、計画、設計、施行管理、維持管理、運営に亘る事業計画を定める。協議会は産官学野からなる応募者で構成され、学者、官公庁、環境団体、住民、NPO をはじめコンサルタントやゼネコンも協議会の一員として応募ができる。</p> <p>国や地方公共団体は、再生事業の事務局機能を担うという約割分担である。</p>	
(2) 効果	
<p>従来多くの公共事業に見られた、発注者と受注者で事業が進められ、これに住民代表などを入れた委員会、公聴会、パブコメといった付加的あるいは、便宜的な合意形成に比べて、「時代を先取りした事業手法」に注目が集まり、良い効果を発揮した。</p> <p>筆者は当時、この斬新な事業手法に関心があつて、参加を申し入れた経緯がある。</p>	
(3)責任の範囲	
<p>協議会が事業の中心に据えられ、事業の推進・執行において、非常に重要な役割を与えられており、権限も付与されている。</p> <p>但し、事業の性格上、必ずしも参加者の責任の範囲が明確とは言えない。</p>	
(4) 備考	
<p>他の社会基盤整備事業においても、この事業手法を適用できるケースが多々ある。</p> <p>*問題は、（一般の委員会にも共通するが）参加者の責任が不明確なところ。</p> <p>委員の構成は総勢 40 名程度で、知事から任命を受けた植物、動物、土木の専門家（筆者）の計 3 名のみが有償扱いで、他は無償の参加。無償の委員には責任が問えない。有償であっても、日当程度では責任の重さに耐えられない。「知に対する対価への是正」が求められる。</p>	

事例名称	(j)地域経済研究推進協議会（中四国地域）
対象事業等	地域経済に関する研究推進活動
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト <u>その他（複数年契約・包括契約）</u>
整備の段階	調査 <u>計画</u> 設計 施行管理 維持管理 運営
(1)事業概要	
<p>地域経済に関する研究推進活動は、全国各地域、政令市クラスの都市において、すでに様々な団体が取り組んでいる。</p> <p>筆者の参加する「地域経済研究推進協議会」は、事務局は中国经济連合会の一部に置かれ、研究体制の中心は広島大学の政経学部には置かれている研究団体である。</p> <p>主な参加者は、同大学をはじめ自治体（県・市）、地元企業大手、民間シンクタンク及び、一部のコンサルタントであり、運営費は企業からの寄付金と会員の参加費で賄っている。</p> <p>事業内容は、地域経済に関する研究活動を中心に、研究費の助成、研究成果の発表、外部講師を招いたシンポジウム、年10回程度の寄付講義などである。</p> <p>本年度は、「今後の人口減少が加速する地方において、2020東京オリンピックの開催が地方経済に与える影響」についての研究を予定している。</p>	
(2)効果	
<p>地域経済は県や政令市の経済部局でも調査・分析を行っており、経済連合会、商工会議所、地方の大手企業（電力会社）や地銀などの傘下にあるシンクタンクでも独自の研究を行っている。</p> <p>しかし、一定の目的に沿った調査・研究が多く、地域の研究団体の間の連携、情報交換が十分できているとは言えない中で、この協議会はお互いの研究成果の発表、大学の研究室との連携を通じた、情報共有に寄与している。</p>	
(3)責任の範囲	
<p>調査研究の成果は、基本的に研究団体に帰属するものである。</p>	
(4)備考	
<p>中小都市クラスの地域経済の分析は、外部に委託するケースが多く、主体性に欠ける。自治体の企画部、地元企業、研究者、コンサルタントを束ねた研究母体が必要だと思う。</p> <p>*筆者のような地域政策の研究・支援を主務とするNPOにとって、こうした協議会への参加は、地域情報の入手や人的交流を通じて、非常に有意義である。</p>	

事例名称	(k)広島未来市民会議（広島市）
対象事業等	行政計画の策定
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト <u>その他（複数年契約・包括契約）</u>
整備の段階	調査 <u>計画</u> 設計 施行管理 維持管理 運営
(1)事業概要	
<p>従来、自治体には10年程度の将来を目標とした「総合計画」の策定を義務付けられてきた。*</p> <p>広島市の総合計画は、学識者や各種団体の代表者からなる「審議会」での答申を中心におき、また地区計画については、市内8区に「区レベルのWG」が設置されている。</p> <p>広島未来市民会議は、総合計画の策定に当たって、市長に対する諮問機関として単独に組織され、委員は一般公募による論文・面接でもって10名が採用された。</p> <p>なお、全体のマネジメントは、企画調整部が直営で仕切る形態をとり、3つの会議体を相互に関連性を持って組み上げている。</p> <p>（*平成25年4月に自治法改正で義務付けが廃止されたが、計画が不要という訳ではない）</p>	
(2)効果	
<p>総合計画の策定において、フォーマルな「審議会」とは別に、学識者や各種団体の代表とは異なる、「自由な立場での市民意見」を提言させるという方式は、新しい民主主義と言える。</p> <p>一般には、自治体のトップが、特定の専門家を「政策顧問」として雇うケースが多い中で、「市民会議」という会議体を設けたのはユニークである。</p> <p>筆者は、この斬新な手法に関心をよせ、応募した経緯がある。</p>	
(3)責任の範囲	
<p>基本的に、自由な意見を述べよと言うスタンスなので、全ては自己責任に帰する。</p> <p>市民会議による提言は、広島市のHPに掲載・公開されている。</p> <p>提言内容が全て総合計画に反映されるわけではなく、「審議会」において判断される。</p>	
(4)備考	
<p>進んだ民主主義の一手法として、地域や組織に関わりのない自由な市民意見を聴取する「市民会議」といった形式は、他の社会基盤整備事業においても適用できると思われる。</p> <p>*市民会議の報酬は交通費のみ。公募と言う性格上やむを得ないだろうが、10回分の座長を務め提言内容の取りまとめ役（筆者）としては、報酬面では「割が合わない」と感じた。</p>	

事例名称	(1)交通渋滞対策（ストックホルム市）
対象事業等	交通政策
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト <u>その他（複数年契約・包括契約）</u>
整備の段階	<u>調査 計画 設計 施行管理 維持管理 運営</u>
(1)事業概要	
<p>IBM 社は 2008 年から“スマーター・プラネット”（賢い地球）というスローガンを掲げ、交通、流通、医療、送配電網、サプライチェーン、国家や都市の運営管理など、多くの局面で物理的インフラをデジタル・インフラと一体化していくことで、より高い効率を実現するというビジョンを打ち出している。「すべての情報をデジタル化し、クラウド化し、大量処理・分析を施し、ある目標に導いて新しいビジネスを提供していく」という、これは広義の「コンサルティング・サービス」である。</p> <p>国内外での多数の事例の中で、本件はスウェーデンの首都・ストックホルム市の交通渋滞対策について、調査・計画から管理・運営までを一括受注した案件である。要約すれば、交通渋滞に伴う経済損失、環境負荷等を測定し、市に流入する全ての交通に一定の課金負荷を掛けることで、トータルでの地域経済にメリットをもたらす仕組みを提供している。我が国の N システム（ナンバープレート読み取り技術）を、デジタル化し高度化させた方式を、全市域に導入している。</p> <p>（*地域経済推進協議会の寄付講座の一環として講師に招いた、「日本 IBM の幹部」から情報提供された案件で、受注額を尋ねたところ総額 100 億円のプロジェクトと回答された。）</p>	
(2) 効果	
<p>高度な情報処理技術を用いたコンサルティング・サービスであり、日本では渋滞によって総額 12 兆円程度を毀損しているという説明もあり、我が国の大都市においても、こうした導入は大きな経済効果を発揮すると思われる。</p>	
(3)責任の範囲	
<p>明確な経済効果に基づくプロジェクトではあるが、導入に際しては市民全体の重大問題であり、こうした地域政策に対する住民の合意形成が不可欠である。</p>	
(4) 備考	
<p>昨今は、IBM 社以外の情報処理企業が、多数コンサルティング・サービスに乗り出している。</p> <p>*筆者としては、我が国の土木分野（コンサルタント業界やシンクタンクを含む）の中から、もっと「この国の形」や「街づくり」への新たな取り組みがなければ、この業界は、彼らのソリューションビジネスの一部品を担う「端末産業」に陥るかもしれない・・・という危機感を抱いた。</p>	

事例名称	(m)香川地域継続検討協議会（香川地域）
対象事業等	DCP（地域継続計画）の策定
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト <u>その他（複数年契約・包括契約）</u>
整備の段階	調査 <u>計画</u> 設計 施行管理 維持管理 運営
(1)事業概要	
<p>今後発生が想定される南海トラフの巨大地震による被害は、東日本大震災を踏まえると、個々の組織に止まらず広域的な災害が発生し、地域が機能不全に陥る恐れがある。このような事態に対応するためには、大規模かつ広域的な災害発生を想定した地域継続計画（DCP）の策定・運用が必要である。</p> <p>香川には国の合同庁舎や企業の本店・支店、本州につながる橋梁、空港、港湾が立地していることから、中央防災会議が平成18年4月に定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領」では、災害時には香川が四国全体緊急災害現地対策本部復旧拠点になることが想定されている。</p> <p>そこで、BCP（事業継続計画）の普及啓発に関する意見交換の場であった四国東南海・南海地震対策戦略会議（事務局：四国地方整備局）において、香川地域全体の継続計画である香川地域継続計画の策定に向けて平成23年12月より勉強会を開始し、平成24年に香川地域継続検討協議会を設立した。</p> <p>各社がBCPを作り、災害時の優先順位を決めたところで行政から復旧依頼があればそちらを優先せざるを得ない状況になる。このため、あらかじめ地域ごとの連絡体制をつくって復旧対策を考えておく必要があった。</p> <p>このため、協議会では、主要道路等の地域インフラや電力、ガスなどのライフラインを考慮した高松市の行政区域（エリア）において、DCP（地域継続計画）の作成に取り組んでいる。</p>	
(2)効果、(3)責任の範囲	
<p>あらかじめ地域ごとの連絡体制をつくって復旧対策を考える必要があることから、地域全体の調整役としては、大学がふさわしいということで香川大学が事務局を担当している。</p> <p>主体によって優先順位は変わるので、それぞれでBCPをつくるとそれでどうやって整合をとり、どう連携するのかなどが懸念される。それに対して、今は大学が中心となり、参加者に責任を押しつけないようにしながら、どうしたらいいかゆるやかに考えるようにしている。</p>	
(4)備考	
<p>今後は、行政目線のDCPの策定から市民目線のDCP策定への展開が必要であり、DCPの実効性を担保するための人材の育成、教育訓練の実施体制の構築を図る必要がある。</p>	

事例名称	(n)NPO 法人「みやざき技術士の会」資格取得セミナー
対象施設等	技術講演会・講習会, 県民相談, ひとつづくり・まちづくり・環境・防災関連事業への参画等
契約方式等	アドバイザー アウトソーシング 民営事業 指定管理者 PFI PPP 市場化テスト その他(複数年契約・包括契約)
整備の段階	調査 計画 設計 施行管理 維持管理 運営
(1) 事業概要	
<p>①目的(定款から抜粋)</p> <p>宮崎県内に在住する技術士が中心となり豊富な知識と高度な専門技術を活用して, 不特定の市民・団体等を対象に, ひとつづくり, まちづくり, 環境の保全, 災害救援・防止の支援等の活動に高い倫理観とボランティア精神で取り組み, 公益の確保と豊かであるおいのある地域づくりに貢献することを目的とする。</p> <p>②事業内容(定款から抜粋した特定非営利活動の種類)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 科学技術に関する技術講演会, 講習会 (2) 科学技術に関する県民相談 (3) まちづくり, 環境保全, 災害救援・防止支援に関する事業への科学技術分野での参画 (4) 災害救援・防止の支援活動における科学技術専門家の派遣 (5) 科学技術に関する国際交流の支援及び教育支援 (6) ホームページの開設・運営とメーリングサービス (7) その他目的を達成するために必要な事業 <p>このほか, 上記7事業に支障が生じない範囲で技術士育成等に関する各種講習会, 各種受託事業を行い, その収益は7事業に充てる。</p>	
(2) 効果	
<p>個人の技術者の立場で7事業およびその他の事業に参画している。資格取得セミナーは活発に行われており, 組織の拡大, 維持に有効に機能していると考えられる。</p>	
(3) 責任の範囲	
<p>特に責任範囲は明確化されていない。</p>	
(4) 備考	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術士第一次試験合格者および第二次試験合格者(技術士育成等に関する各種講習会の参加者)に対して, 賛助会員および正会員としての各種活動への参加勧誘を行っている。 ➤ 都城工業高等専門学校との連携協力協定(連携協力推進会議)を締結している。 協力事項: 技術者教育と技術士試験に関すること 社会人技術者の能力開発に関すること 技術移転・知的財産事業および研究開発・事業化支援に関すること 産学官交流促進に関すること, その他双方が必要と認める事項 	

(出典:みやざき技術士の会 HP, 宮崎県地域づくりネットワーク協議会 HP)